

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N548
2016.10.25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131(代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

「自白」の任意性を完全否定する画期的判決 一東住吉事件で再審無罪が確定…………… 杉本周平
「もがれた翼」パート23 『学びの切符』に出演して…………… 田畑智砂
第16回人権研究交流集会の分科会の企画を募集します…………… 大前 治
—2017年11月25～26日、大阪に集まろう！

浜通り訴訟の集中尋問について…………… 水谷陽子・山田大輔
続・国分寺まつり出店拒否事件…………… 斎藤悠貴

〈連続企画「国会答弁を斬る！」③〉

きたる解散総選挙に備え、全小選挙区での野党共闘の実現を！…………… 大山勇一

ロースクールの実情と法曹養成

大学院に通うのに困難がある人を法曹養成から排除しない枠組みを求めます…………… 水谷陽子
2016年度第2回常任委員会(徳山)開催…………… 青法協弁学合同部会

□ 地元企画「岩国基地を巡る周辺住民の被害と闘い」〈田畑元久〉

□ 講演録「憲法情勢の一断面—安保関連法と“自衛隊的なもの、(上)”〈植松健一〉



セルビア・ベオグラードの子ども

「自白」の任意性を完全否定する画期的判決

～東住吉事件で再審無罪が確定～

滋賀 杉本 周平



いわゆる東住吉事件の再審公判で、二〇一六年八月一日、大阪地裁第三刑事部（西野吾一裁判長）は、被告人である朴龍皓さんと青木恵子さんの二人に対して、それぞれ無罪を言い渡した。検察側が上訴権を放棄したため、再審無罪判決は同日中に確定した。

◆ 東住吉事件とは

一九九五年七月、大阪市東住吉区の木造住宅で火災が発生し、住宅内で入浴中だった女の子（当時二歳）が逃げ遅れて死亡した。大阪府警は、「女の子の母親（青木さん）」と、その内縁の夫（朴さん）が、生命保険金を詐取するために放火して、女の子を殺害した」と決めつけ、二人を犯人とする直接証拠が何もない中、切り違え尋問、暴行・脅迫、不当な利益誘導、約束、偽計など、過酷な取調べを続けて二人を「自白」させてしまう。同年九月に二人は逮捕され、現住建造物放火・殺人・詐欺未遂で起訴されることになる。

一九九九年（朴さんは三月、青木さんは五月）、大阪地裁は、二人に対して、それぞれ無期懲役判決を言い渡し、控訴・上告の後、二〇〇六年に右判決は確定した。

二〇〇九年（朴さんは七月、青木さんは八月）、二人は大阪地裁に再審請求し、同庁は二〇一二年

三月七日に再審開始を決定した。検察側が即時抗告し、長らく大阪高裁での審理が続いていたが、二〇一五年（〇月）三日、大阪高裁は即時抗告を棄却（再審開始を維持）し、併せて、再審請求人である二人に対する刑の執行停止を決定して、二人は二〇年ぶりに釈放された。なお、検察側が特別抗告を断念したために再審開始が確定し、事件は再審公判手続へ移行した。

◆ 再審開始獲得に向けた立証活動

本件の問題点は複雑多岐にわたるが、その主たる争点は、①自白どおりの方法による放火の可能性、②自然発火の可能性であった。

実行犯とされた朴さんの「自白」は、要するに、自宅一階浴室に隣接する土間兼車庫の床面にガソリン約七・三リットルを撒き、ターボライターで火をつけたというものである。弁護団は、二〇一一年五月、本件火災当時における車庫の状況を可能な限り忠実に再現し、朴さんの「自白」に基づく方法による放火を試みた燃焼再現実験を行った。そうすると、ガソリンを撒いている最中にガソリン蒸気が風呂釜の種火に引火するとともに、引火後ただちに炎が上がって爆発的に燃焼するため、「自白」どおりの方法による放火が一〇〇％不可能であることが明らかとなった。



大阪地裁前で「無罪」の旗出しをする弁護人の高坂明奈会員(左)と支援者

また、弁護団は、満タンに給油された火災車両からガソリンが漏れ出し、これが風呂釜の種火に引火した具体的可能性について主張立証した。火災車両と同車種のユーザーから寄せられた情報をもとに、同車種(トラックタイプ)の給油口から相当量(二五分で最大約三五〇ミリリットル)のガソリンが漏れることを再現実験で明らかにしたほか、自動車工学の専門家に鑑定を依頼し、(地下タンクで保管されているため)給油時は摂氏一五度程度まで冷えていたガソリンがタンク内で温められ、生じたガソリン蒸気でタンクの内圧が上昇

し、給油口からガソリンが漏れるメカニズムを解明した。

◆ 再審開始でもゴネ続けた検察

大阪高裁の即時抗告審決定を受け、二〇一六年一月七日より、大阪地裁第三刑事部において、再審公判に向けた三者協議が始まった。

この中で、検察側は、従前の杜撰な捜査を顧みることなく、既に朴さんへ還付されている火災車両の搜索差押を請求したり、弁護団が保管する火災車両やガソリンタンクの任意提出を要求するなど、有罪立証に向けた捜査をやり直そうとした。

結局、弁護団の強い抗議と、裁判所の指揮により、弁護団立ち会いの下で火災車両の任意見分を実施することになり、検察側からの要求にはそれ以上応じなかった。検察側は、最終的に「再審公判において、被告人が有罪である旨の主張立証はしない」「再審段階で取調べられた証拠については、明らかに必要性がないと思われるものを除いて取調べに同意する」旨述べるに至った。

◆ 論告を放棄する検察官に

「あなたは司法試験に落ちますよ」

二〇一六年四月二八日に朴さん、五月二日に青木

さんの再審公判が開かれた。裁判所は、もとより二人が「自白」に至った取調べの状況に強い関心を抱いていたようで、朴事件の被告人質問においても、その点に関して裁判長から補充質問がなされた。

このもとで、検察側は、「合理的な疑いを超える程度の立証をすることが困難」であり「有罪の主張・立証は行わない」としながら、「(自白の)任意性には何らの疑義もな」く、「(火災車両からのガソリン漏出は)論理則・経験則に照らしてそもそも想定し得ず、抽象的可能性を指摘するものにもすぎない」から、「裁判所に対し、しかるべき判断を求める」として、事実上論告を放棄した。そのため、朴事件では、森下弘弁護士が「有罪の証拠がなければ無罪の判決です。それを言えない検察官、あなたは司法試験に落ちますよ」などと検察側の態度を涙ながらに批判し、傍聴席から拍手が湧き上がる一幕もあった。再審公判は、いずれも即日結審して、二〇一六年八月一〇日の判決期日を迎えることになった。

◆ 任意性を完全否定

「完全な真つ白な無罪判決」

今回の再審無罪判決は、警察における取調べの問題点を詳細に指摘し、取調官が口裏合わせをしてまで公判廷で偽証に及んだ可能性にも言及した

上で、「心理的強制を受け、その結果虚偽の自白が誘発されるおそれのあるもの(朴さん)」「過度の精神的圧迫を加える取調べが行われ、虚偽の自白をせざるを得ない状況に陥った(青木さん)」として、二人の「自白」の任意性を完全否定した点で画期的なものである。朴さんは「今まで認められなかったことが認められ、救われた思いがした」、青木さんも「完全な真つ白な無罪判決」と、この判決を高く評価している。

再審無罪事件においても「自白」の任意性がなかなか否定されない中、大阪地裁がこのように踏み込んだ判断をした根拠は、即時抗告審(再審)段階でようやく開示された警察における取調状況

報告書にある。これは、取調べ状況に関する捜査側の手持ち証拠を全面開示させることの必要性、そして再審において粘り強く証拠開示を求め続けることの重要性を改めて示唆するものである。

◆ 再審弁護団への参加を

私も東住吉弁護団(朴さん弁護人)の一員として、火災車両と同車種のユーザーから事情聴取すべく、東北地方まで足を運んだこともある。ガソリン漏れ再現実験では、ガソリンを給油時と同じ温度に冷やすため、ガソリン入りの携行缶を氷水に浸けて回転させる作業を延々繰り返したことは

記憶に新しい。その上で、再審公判という希有な舞台に弁護人として立ち会うことができ、あまりに刺激的な経験の連続であった。そして、訴訟で大きな成果を獲得するために必要なのは、超人的な才能ではなく、仲間と力を合わせて地道な作業を継続することなのだと思われた。

本件では再審無罪を獲得できたものの、冤罪の怒りに震えている再審弁護団は今も全国にたくさんある。「重いものを運ぶ」「実験の様子をビデオ撮影する」「エクセルで計算書を作る」それだけでも十分役に立つことができる。若手会員におかれは、恐れずに再審弁護団へ参加して、是非その力を発揮していただきたい。

「もがれた翼」パート23

『学びの切符』に出演して

東京 田畑 智砂

二

○一六年八月二〇日に、文京シビック大ホールで行われました「もがれた翼」パート23『学びの切符』に出演させて頂きました。今年は、

観客動員数一〇三二名と、「もがれた翼」史上初の千人を超える多数のお客様に観劇いただきました。私は、今回で四回目の参加となります。

「もがれた翼」は、子どもを取り巻くさまざまな問題を広く市民の皆さんに知っていただくことを目的とした東京弁護士会主催のお芝居です。一九



出演者とスタッフ全員で

九四年の子どもの権利条約批准を機に始まり、今年で三年目になりました。

子どもの問題は、大人社会の縮図です。物理的にも経済的にも大人に依拠せざるを得ない子ども達は、大人社会の矛盾やひずみをもろに被ってしまいがちです。その上、自分で選んだわけではないのに、自分ひとりではその問題から脱することが困難です。社会に溢れる様々な子どもの問題について、演劇という分かりやすい方法で、多くの市民のみなさまに知っていただき、一緒に考えていただきたいというのが、チーム全員の総意です。

過去には、「もがれた翼」をきっかけに、子どもシェルターが設立されたことがあります。「もがれた翼」パート9『こちら、カリヨン子どもセンター』（二〇〇二年公演）では、性的虐待を受けた少女が家を出して行く場所がない、というケースを扱い、その当時にはなかった架空の子どもシェルターを登場させました。すると公演後、「こんな子どもシェルターが必要だ」「ぜひ実現させよう」との声が上がり、二〇〇四年六月、実際に「カリヨン子ども家」が設立された経緯があります。

現在ではカリヨン子どもセンターは社会福祉法人となり、男女それぞれのシェルター、男女それぞれの自立援助ホームに加えて、心身に不調を抱える子ども達が療養する寮の合わせて五か所が運

営されています。「もがれた翼」は、二の次にされてしまいがちな子どもの問題を、世の中に問題提起する有意義な手段になっているのです。

今

年は、「貧困連鎖と教育格差」をテーマにしたお芝居を行いました。日本の相対的貧困率は二六・一％と高く、これらの世帯で暮らす一八歳未満の子どもを対象にした「子どもの貧困率」も一六・三％と先進国の中で極めて高い数値になっています。貧困家庭で暮らす子ども達は、経済的理由から教育の機会を与えられずに、低学力・低学歴とならざるを得ず、自身が大人になっても貧困層から抜け出せない「貧困の連鎖」に陥がちです。現在、こうした子どもを救おうと、「子ども食堂」をはじめとする食事の支援や、学生ボランティアによる放課後の学習支援などの活動が広がっています。

一方で、教育に熱心なあまり、親から子どもの人格までも否定して執拗な勉強の強要を行う「教育虐待」を受け、子どもシェルターに逃げ込む子どもが後をたちません。今回の「もがれた翼」パート23『学びの切符』は、とある子ども食堂の一日を舞台に、貧困による教育格差、教育の名の下での虐待、そしてそれらの連鎖といった子どもをめぐる問題を題材とさせていただきました。

「も

がれた翼」に出演する大人の役者は皆、子どもの権利擁護活動に力を入れている東京弁護士会「子どもの人権と少年法に関する特別委員会」所属の弁護士です。子役は、中学生から二〇才以下までの有志を、公募によって選んでいます。出演する弁護士も子役さんも、みなさん「もがれた翼」の活動に熱意と情熱を持った方たちばかりですので、稽古場はいつも熱気にあふれています。

今年の稽古は、七月一日の顔合わせに始まり、前日のゲネプロを入れると全部で一七回行われました。平日の稽古は、すべて東京弁護士会の会議室を借りて夕方から行っています。諸先生方の中にも、平日の夜、弁護士会館五階で奇声や怒号を聞いて不気味に思われた方もいらっしゃるかもしれません。

「もがれた翼」の公演が毎年この時期に行われるのは、稽古期間を裁判所の夏季休延期間に合わせるためです。出演する子役さん達にとっても、ちょうど夏休み期間に当たるため、時間の融通がききやすいという利点があります。

夏季休延期間中とは言え、連日の稽古はもちろん大変です。ただ稽古に出ればよいだけでなく、暗記力の衰えた頭で仕事の合間にセリフも暗記しなければなりません。その他、共催者である文京区との話し合い、主催者である弁護士会との話し

合いや、スタッフさんとの打ち合わせ、子役さんの管理など、諸々の業務をそれぞれの弁護士が分担して行っています。もちろんすべてノーギャラです。それでも「もがれた翼」チーム員は、みな情熱的で一切手を抜くことなく舞台の成功に向けて邁進しています。みな、子どもをとりまく問題に、暑苦しいほど真剣なのです。本当に頭が下がる思いです。

私は、この「もがれた翼」に出演させて頂く度に、つつい忙しさに流されてしまいそうな日々の自分を反省する機会を頂き、明日への糧にさせていただきます。

今

回、教育虐待を受けて家出してきた主人公の少女が語る台詞の中に、こんな言葉があります。

「人の頭の中は銀河よりも広い。人生はその銀河を駆け抜ける汽車です。学びはどこまでも行ける切符です。切符はみんなが平等に持っています。ここ（胸）や、ここ（頭）に。私は私の切符をちゃんと使おうと思っています。」

子ども達みんなが平等に、『学びの切符』を持っている社会であるように、私たち大人は何が出来るのか、何をすべきなのか。今年の劇を見てくださったお客様方が、少しでも考え、共感してくださったなら嬉しい限りです。

「もがれた翼」パート23「学びの切符」

日時 二〇一六年八月二〇日（土）二六時
場所 文京シビック大ホール
主催 東京弁護士会
共催 文京区
後援 文京区教育委員会
脚本 坪井花梨（社会福祉法人カリヨシ子どもセンター）
演出 中原和樹（もんもちプロジェクト）

青法協メーリングリストへの登録を呼びかけます

青法協ネットは、登録していただいた方に、青法協の活動内容などをお知らせするとともに、憲法・司法・人権課題など、自由にご意見・ご要望、各支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反映させるために立ち上げたものです。

登録希望の方は、事務局 (bengaku@seihokyo.jp) まで、アドレスをお送り下さい。

第16回

人権研究交流集会の 分科会の企画を募集します

——二〇一七年二月二五～二六日、大阪に集まろう！

第一六回人権研究交流集会
実行委員会 現地事務局長

大前 治

本紙五四六号でお知らせしたとおり、来年二月二五～二六日に、大阪で「第一六回人権研究交流集会」が開催されます。幅広い法律家と市民と一緒に学び交流しあう企画を、みんなで盛り上げていきましょう。

*集会の魅力は

これまで二～三年ごとに開催されてきた人権研究交流集会。その魅力は次のように数多くあります。

- (1) 法律家と市民の交流
それぞれの立場から人権課題や社会問題について語り合い、刺激を受けながら今後につながる交流と連帯をはぐくみます。
- (2) 全国の取り組みに触れる
全国から参加者が集まり、日ごろは聞けない専門家や当事者と交流できます。全国の先進的な経験から学ぶことも多いでしょう。

- (3) 多くの人へアピールできる
皆さんが取り組む弁護士活動や市民活動について、全国の参加者に知らせたり宣伝できる貴重な機会になります。
- (4) 青法協の手作り企画
弁護士、学者、法科大学院生、司法修習生など幅広い青法協会員と一緒に作る集会です。知恵と人脈をいかして集会を作りましょう。
- (5) 思い切った企画にも挑戦
青法協が重要行事と位置づける集会です。普段は実現が難しい企画にも挑戦できることでしょう。

*分科会を募集します

集会一日目の午後は、様々なテーマの分科会です。ぜひ、皆様が取り組んでいる弁護士事件や人権課題を題材にした分科会の開催をご提案ください。多数の応募をお待ちしています。

分科会の応募と運営は、個人、グループ、弁護士団、地域単位など、いろいろな形態があつてよいと思います(どなたか個人が責任者となつていただきます)。

二月二～三日に那覇市で開催する常任委員会でも、人権研究交流集会について議論をします。全体会についてもご意見をいただければ幸いです。どうぞよろしくお願いします。

【分科会の応募要領】

下記の事項を、青法協本部あてにお送りください。(FAX 〇三―五三六六―二四二)

- ・分科会の名称(仮称でも可)
- ・分科会のコンセプト、内容
- ・企画担当者、連絡先

(応募締切は二月末)

【第一六回人権研究交流集会概要】

*日程

二〇一七年二月二五日(土) 午後 分科会

二月二六日(日) 午前 全体会

*会場

大阪府教育会館「たかつガーデン」

- ・地下鉄「谷町九丁目」から徒歩七分、近鉄「上本町」から徒歩三分。

浜通り訴訟の集中尋問について

東京 水谷 陽子
東京 山田 大輔

1 はじめに

私たちが活動している福島原発被害弁護団が担当している避難者訴訟では、二〇一六年八月から一期日に一〇人の本人尋問を行う、集中本人尋問が始まりました。
その経過をご報告いたします。

2 訴訟の概要

私たちは、福島第一原発事故当時、強制避難を指示された区域に居住して避難を余儀なくされた住民の皆さんが、東京電力を被告として、福島地方裁判所いわき支部に提訴した損害賠償請求事件（福島原発避難者損害賠償事件、通称「避難者訴訟」）の弁護団で活動しております。

避難者訴訟では、原告は、避難を強いられたことの慰謝料（避難慰謝料）、ふるさとが放射能に汚染されたり、帰還が許されない地域に指定されたりして、ふるさとを喪失したことへの慰謝料（ふるさと喪失慰謝料）等を請求しています。

避難者訴訟では、二〇一二年二月に提訴して以来、すみやかな検証の実施、原告全世帯の本人尋問の実施を裁判所に求めてきました。

その結果、二〇一五年六月の第二回口頭弁論

期日から、原告本人尋問を開始し、二〇一六年六月の第一七回口頭弁論まで、毎回の口頭弁論期日（隔月開廷）で合計二人の原告本人尋問が行われました。

また、二〇一五年七月、九月、十一月には検証の期日が行われ、また予定されています。七月に行われた検証の結果は、向川弁護士が「青年法律家」に寄稿しております（No.五四六）。

弁護団は、損害の速やかな回復のため、さらに原告本人尋問を集中して行うよう求め続けておりました。その結果、二〇一六年八月から、受命裁判官方式により、法廷を二つ用いて、一日に一〇世帯の本人尋問を行う、集中本人尋問が始まりました。

二〇一六年八月の第一八回口頭弁論期日では、一〇世帯二人の原告本人の尋問が行われました。このように、避難者訴訟では、原告の立証が佳境に至っています。

3 本人尋問の内容

一〇人の尋問内容をご報告することはできませんが、そのうちお一人（Aさんといいます）の尋問内容を、ご報告させていただきます。

Aさんは、二人のお子さんをもつお父さんです。

原発事故前には小高区のマイホームでご家族と暮らしていました。尋問では、父親という立場から、避難生活で子どもが苦勞している姿や、お子さんにとってかけがえのない時間を小高で過ごさせられなかった親としての辛さを語りました。

Aさんのお子さん達は、四月から小高の小学校で使うはずだった新しい道具や好きなキャラクターの椅子カバーなどを揃え、新学期を楽しみにしていました。しかし原発事故により旅館に避難し、避難先から知らない学校に通い、いただきもののお古の道具をもつて学校に通うことになりました。

避難先の小学校の同級生が避難先まで遊びに誘いに来てくれても、避難先の旅館を出ていくことができず、友達もできませんでした。

Aさんはその様子について、子どもにとって「楽しく遊ぼう」という心境になれなかったのだから、と語りました。

その後、借り上げ住宅に避難先を移すと、お子さんは学校から帰ると毎日わんわん泣くようになりました。避難生活で一番辛かったことを尋ねられたAさんは、借り上げアパートで「子どもの声がうるさい」と他の住民から苦情をたくさん言われたことだと答えました。「きちんとしつけてください」と言われ、苦情で子どもをこれ以上傷つけないように、部屋にマットを敷いたりしたそうです。

また、お子さんは、小高での楽しかった思い出の写真を見ても思い出せなくなっていました。子どもと子どもを想う親、それぞれの避難生活での変えが伝わる尋問となりました。

とりわけ、「避難先から知らない学校に通うことになった子どもが文句ひとつ言わないのが、かわいそうだった」と、Aさんの子どもを想う辛い心情が現れた言葉には、裁判官も涙を見せていました。

また、小高での生活について、自宅の庭には、子ども達のためにストロベリーやブルーベリーを植え、実が生るのを楽しみにしていたそうですが、原発事故のため実の生るところを見ることはできませんでした。避難後の自宅への一時立ち入りの際、庭にチューリップの花が咲いているのを見たそうです。その時の気持ちを「現実を見ている感じがせず、嫌な気持ちだった。景色が歪んで見えた」と語りました。小高でのお子さんとの思い出を尋ねられたAさんは、言葉を詰まらせながら「念願のマイホームで何をやっても楽しかった……。」と語りました。家族で幸せに過ごすつもりだった家、ふるさと、そして時間が、原発事故で失われてしまったということを痛感させる言葉でした。

尋問の最後にAさんは、子どもにとって大事な時間が失われたということを知って欲しい、と

訴えました。

4 尋問の結果と今後の尋問

避難者訴訟では、原告本人尋問を積み重ねてきました。尋問の準備では、二度、三度と福島行き、原告と打ち合わせました。また、尋問後には弁護団が全尋問について反省会を行いました。反省会では、より良い尋問になるよう、新人もベテランもなく、意見を言いあってきました。

その結果、尋問内容も習熟し、裁判官が尋問中に涙を流すことが何度もありました。

今後も、二〇一六年一〇月、二月、二〇一七年二月に一〇世帯の集中尋問、四月、六月は五世帯ずつの集中尋問が予定されています。

私たちは、検証、原告本人尋問、専門家証人尋問（未採用）を通じて、原告のみならず、福島第一原発事故で福島県の住民が受けた避難の苦痛、ふるさとを失ったことの苦しみ、悲しみ、怒りを、裁判所に理解させ、かならず勝訴判決を採る決意で日々裁判の準備をしています。

全国の各弁護団とも意見を交流しつつ、福島原発事故を起こした国、東京電力の責任を必ず認めさせるとの決意で、今後とも試行錯誤を続けたいと思います。

一緒に頑張りますよう。

続・国分寺まつり出店拒否事件

東京弁護士会 斎藤 悠貴

1 憲法九条、脱原発を掲げる団体に 対する「出店拒否」

「国分寺まつり」は、毎年一回国分寺市で開催される市内最大のイベントであり、二〇一五年の第三三回国分寺まつりでは、国分寺市内外から約四万五千人が来場している。

本稿で紹介する事件は、二〇一三年までは国分寺まつりに出店してきた「国分寺九条の会」、「ちよつと待つて原発の会」、「Bye—Bye原発／国分寺の会」の三団体が、出店内容が政治的な意味合いを持つとして、二〇一四年及び二〇一五年の国分寺まつりへの出店が拒否されたというものである。この事件の概要については、二〇一六年三月二五日発行の「青年法律家」№五四一、一〇～一頁（大城聡弁護士執筆）をご参照いただきたい。

本稿では、人権救済申立てに対して弁護士会から出された「要望」の要点を紹介するとともに、政治的発言を封じる時代の流れに対し、再度問題提起を行うものである。

2 人権救済申立てを受けた 東京弁護士会からの「要望」

東京弁護士会は、二〇一五年二月に行われた人権救済申立てに対し、人権擁護委員会の調査を経て、二〇一六年八月一七日付の書面によって、第三三回国分寺まつり実行委員会及び国分寺市のそれぞれに対して要望を出している。

まず、東京弁護士会は、第三二回及び第三三回の国分寺まつり実行委員会の性格について、市から補助金の交付を受けていること、実行委員会の事務局は市の庁舎内に設置され、事務は市職員が

担っていること、祭りの会場の都立武蔵国分寺公園を市が市の費用で借り上げて祭りを実施していることを挙げ、「単なる市民の組織ということはできず、極めて公共性の強い組織であるということができ、その公共性の結果として、市とともに市民の人権を侵害してはならないという規律を受ける」としている。

その上で、三団体の国分寺まつりへの参加は、表現の自由として憲法二二条によって保障され、出店及びイベント参加の拒否は表現の自由の侵害であると述べて、実行委員会に対し、今後は、申込みがあつた者につき、「政治的な意味合いを持つ」との理由で出店やイベント参加を拒むことのないよう要望している。

市に対しては、実行委員会がその公共的役割を全うするよう関与することが求められるとして、今後は、国分寺まつり実行委員会に対し、「政治

的意味合いを持つ」との理由で出店、イベント参加を拒むことのないよう、適切に働きかけるとともに、広く市民に広報することを要望している。さらに、その要望の中では、実行委員会が申立人らの第三一回及び第三回の国分寺まつりへの出店等を認めなかったことについて、市が何の対応もせずに黙認し、漫然と市報に広告の掲載をさせて実行委員会の判断を助長したことが人権侵害であると述べられている。

3 東京弁護士会の「要望」に対する 第三回国分寺まつり実行委員会 及び国分寺市の対応状況

二〇一六年八月一日、上記の各要望は国分寺市及び実行委員会に配達された。しかしながら、同年八月二三日、同月一九日付の出店拒否通知が、申立人らに届けられた。

同月二六日、申立人らは、東京弁護士会から要望が出されたことを受け、実行委員会と国分寺市のそれぞれに対し、人権侵害を改め、一月六日に開催される国分寺まつりに参加させるよう求める要望書を提出した。それから一か月以上回答がなかったが、国分寺市は、二〇一六年九月三〇日付の書面により、「出店及びイベント参加の審査に関与する立場にはなく、……実行委員会の判断

を尊重してきており、この考え方に変わりはございません」と回答した。一〇月に入っても、実行委員会からの回答はない。

4 今後の地方自治のあり方を考える

憲法改正や原発政策に関する問題は、意見の対立もあり、現在、社会的に大きな関心が集まる問題といえる。このような政治的な問題に関する表現であっても、むしろ、政治的な問題に関する表現行為だからこそ、議論の場を奪うことにつながる制約はあつてはならない。

特に、今回の事件では、政治的主張の団体の出店をお断りする、補助金支出の対象としてはふさわしくないといった、市議会における市議会議員の答弁が出店拒否の発端となっていることにも注意すべきである。政治的な問題については、各人が自由に意見を表明し、競争することによって、真理に到達するというのが、「思想の自由市場論」の考え方である。もし仮に、「政治的中立」を理由として、議会の答弁によつて公共的な場での政治的主張を禁止してしまうのであれば、それは、多数派が自己に不都合な反対意見を封じる手段になリかねないのである。

地方自治法二四四条二項が、公の施設の住民の利用について、「正当な理由がない限り」利用を拒

んではならないと規定していることも忘れてはならない。市が直接管理する公の施設において、市が参加の可否を決定している場合には、正面から地方自治法二四四条二項違反が問題となる。本件のように「実行委員会」という隠れ蓑を用いていても、会場は都立公園という「公の施設」である。その上で、国分寺市が積極的関与をしているのに、その利用の拒否に「正当な理由」を必要としないのであれば、同項の趣旨は没却されてしまう。このような問題意識が、実行委員会について、「単なる市民の組織ということではできず、極めて公共性の強い組織」であるとし、「市とともに市民の人権を侵害してはならないという規律を受ける」とした東京弁護士会の要望に表れているのであろう。

埼玉県さいたま市では、「梅雨空に『九条守れ』の女性デモ」という俳句の掲載が公民館により拒否されるなど、全国各地の自治体による「政治的中立」を理由とした自主規制の動きが広まってきている。

「政治的中立」を理由に政治的な発言を封じることが地方自治の目指すべき道なのだろうか。今、地方自治のあり方が問われている。

連続企画「国会答弁を斬る！」③

きたる解散総選挙に備え、
全小選挙区での野党共闘の実現を！

憲法委員会 大山 勇一

安 保法（戦争法）反対を訴える多くの市民は、昨年九月の安保法強行「採決」後も、これを廃止し、発動させないための取り組みを続けてきました。「戦争法廃止二〇〇万人署名」運動には、年齢や性別、支持政党の別を超えた多くの市民が参加し、国会に届けられた総数は二五八〇万筆（二〇月三日現在）を超えました。当部会も法律家六団体の一員として、署名運動を大いに広めました。

つたことからすると大きな成果です。当部会も定時総会（六月）において「戦争法廃止と立憲主義回復、明文改憲阻止の立場の議員が多数派となるよう、持てる力を最大限發揮していく」との決議を採択して、選挙戦を下支えしました。

参議院選挙の中で、野党共闘を支援する市民グループは、小選挙区ごとに「共通政策」を練り上げ、統一候補に対してこれを公約として採用するよう強く働きかけました。これは、主権者である市民が候補者や政党とともに選挙の主人公になったことを意味します。この政策の中にはいずれも「安倍政権の下での改憲を許さない」という条項が入っています。市民と野党の共闘の力は、新潟知事選（二〇月一六日）にも大いに発揮されました。

市民の動きは、野党の共闘を大きく後押し、今年二月の野党五党（当時）による戦争法廃止法案の共同提出に結びついています。また、昨年二月に発足した「市民連合」は、安保法の廃止、立憲主義の回復、個人の尊厳を擁護する政治の実現に向けた野党共闘を呼びかけました。今年七月の参議院選挙では、三三の小選挙区すべてで「野党統一候補」が実現し、二二選挙区で勝利しました。二〇一三年では自公以外の候補者の勝利が二つだ

こうした歴史的な運動が生まれはしましたが、それでも自公など改憲勢力は参議院で三分の二以上を占めるに至り、臨時国会の開催と併行して憲法審査会も動き始めようとしています。報道によ

れば、安倍首相は来年一月の衆議院総選挙を目指しているといえます。内閣支持率が下がりきらないうちに解散総選挙に打って出ることだ。二〇一九年夏の参議院選挙まで政権を維持し、改憲手続きのための時間的猶予を得ようという考えでしょう。

これに対抗するためには、衆議院小選挙区二九五のすべてで、「安倍政権の下での改憲を許さない」の公約を掲げる野党共闘を実現させる必要があります。これまでも野党共闘の実現にあたっては、多くの法律家が市民の結節点の一つになって尽力されてきたと聞きます。多くの会員が情報共有し、きたるべき総選挙に備える必要があります。当部会本部宛てに野党共闘をめぐる活動をご報告いただければと存じます。

昨

年九月一日に行われた安保法に関する中央公聴会で公述人として発言したSEALDsの奥田愛基氏は、議員に対して「派閥に属する前に（略）たった一人の『個』であって下さい。自分の信じる正しさに向かい、勇気を持って孤独に思考し、判断し、行動して下さい」と呼びかけ、思考停止状態での採決を強く批判しました。私たちも先入観にとらわれずに各地域の保守系も含めた議員や候補者との対話を重ねていきましょう。きっと安倍政治への不満の声が聞けるはずですよ。こうした活動が市民と野党の共闘の裾野を広げることになるでしょう。

大学院に通うのに困難がある人を 法曹養成から排除しない枠組みを求めます

東京 水谷 陽子

1 はじめに

六八期の水谷陽子と申します。二〇二二年に都内のロースクールの未習コースに入学し、二〇一四年に修了、司法試験に合格し、二〇一四年二月から二〇二五年一月まで司法修習をし、現在は弁護士二年目です。

ロースクールの実情と法曹養成について、私からは自分自身が法科大学院での勉強継続を困難に感じた具体的な経験を紹介しようと思います。

2 私の場合

(1) 経済的困難・借金ゆえのプレッシャー

私は、学部時代から日本学生支援機構の奨学金を借りていたため、大学院に進学する時には既に三〇〇万円以上の借金がありました。親元を離れ一人暮らしをしていたため、余

計に大学院進学には経済面での不安もありました。しかし、大学院独自の奨学制度として学費の半額免除を受けることができ、親からの援助と日本学生支援機構の奨学金とで、学費・家賃・生活費等をやりくりできそう、と法科大学院に入学しました。日本学生支援機構の第一種奨学金は、大学院の成績が優秀であれば奨学金（の全額又は半額）の返済が免除されるので、私の大学院生活での一番の目標は、「司法試験に受かること」ではなく、「優秀な成績を勝ち取って奨学金の全額返済免除を受けること」でした。全額返済免除を受けられる人数は少なく、「上位数名に食い込まなければ……」とプレッシャーを感じながら大学院生活が始まりました。

(2) 休学するにはお金が必要……!?

入学一年目の五月、実家の父が脳梗塞で倒れ、入院することになりました。倒れた直後

に実家に帰り、父の入院先を訪ねました。まだどれだけ後遺症が残るかわからないという状況ではありましたが、ゆくゆくはリハビリをして自宅で過ごせるように……という見通しもありました。父からも「こちらのことを心配していないで勉強を頑張ってほしい」という趣旨の言葉をもらい、数日の見舞いを終えて、私は東京での法科大学院生活に戻りました。とはいえ、父の病状への心配に加え、経済面でもますますの心配が生まれました。それまで主たる家計支持者が父だったので、父の収入が断たれ、治療費も必要となり、母も見舞いやリハビリの手伝いでパートには出られない……という状況で、自分が家計に負担をかけながら勉強していることに、申し訳なさで不安でいっぱいになり、休学という選択肢を考えるようになりました。

しかし、私が通っていた法科大学院の学費半額免除は、理由の如何を問わず休学手続きを取るとその学期から半額免除が受けられなくなる、というものでした。さらに、一定期間通学した後に休学とすると、その学期分については全額の学費の負担義務がありました。すなわち、一定期間通った後に休学すると、その休学を始めた学期については免除されていた半額分（つまり年間学費百うん十万円の

ロースクールの実情と 法曹養成

うち半期分の半額(四分の一)であるうん十万円)をさらに支払わなくてはならない、という制度だったのです。そのお金を負担するくらいなら、親の言葉に甘えて東京で勉強を頑張らせてもらう、というのが私のとった選択でした。「ここで勉強していいのか」という葛藤と「勉強させてもらう以上は司法試験に一回で受からないと……」というプレッシャーを抱いて、精神的に辛い日々でした。

(3) 父の死、でも心を休める余裕はない 大学院生活

不幸はなぜか続くもので翌年一月、一年生の後期期末試験シーズンが始まった頃、父に末期がんが見つかり、長くて余命三か月との知らせを受けました。

前述のとおり学期が終わる前に休学するとさらにお金がかかるので、期末試験は受けきることにしました。頭が真っ白で、「なぜ自分はこの状況で期末試験なんて受けているんだろう」と頭の片隅で思いながら期末試験を受けました。

期末試験が終わわり春休みになるとすぐに実家に戻り、三月頭に父を看取り、私は三月末から大学院に戻りました。精神的に回復しな

いまま既修者と合流して勉強することができると不安で、二年生の新学期が始まる前に休学するか、と頭を過りましたが、休学してから復学というのは復学後の学費は全額支払うことになる負担があり、諦めました。大学院を辞めて働きながら予備試験を目指すというのもビジョンが見えず不安がありました。今思えばかなり無理をして大学院での勉強を続けました。親が存命で援助を余裕で受けている同級生を妬ましく感じ、そんな自分に気づいて自己嫌悪する生活でした。

3 振り返って感じる事

網渡りのように大学院での勉強を続け、結果的にはなんとかなりました。しかし、もし父が亡くなっていたのがあと一か月ほど遅く、新学期にかぶっていたら、私は休学していたでしょうし、経済的にはその後復学という選択はできていなかったかも……と思います。法科大学院のカリキュラムに合わせた生活と経済的負担を強いるのは、司法試験へのハードルを高くしています。

私の例を特別に感じる方もいるかもしれませんが、経済的不安とともに家族の看護・介護、育児といった様々な事情を抱えながら同時に司法試験も目指したいという人は珍しく

ありません。法科大学院制度の趣旨の一つは多様なバックグラウンドを有する人材の育成にあつたと思いますが、受験勉強以外の課題を抱えながら法曹を目指す人がその課題ゆえに法科大学院に通いにくく司法試験も受けにくい、となってしまうのは本末転倒でしょう。

法科大学院に限らず大学院一般が、経済的困難や介護・育児を抱えながらでは学びにくいものであるという日本の教育制度の別個の問題もありますが、ここでの問題は、そのような課題を抱えた大学院というものに法曹養成課程がのっかってしまっているのだろうか、という点です。大学院に通いにくい人を法曹養成課程からも排除することになりかねません。普通の市民の生活の困難を自分自身のものとして経験している人に対しても平等に開かれた法曹養成制度を求めます。

第2回常任委員会

青法協弁学合同部会二〇一六年度第二回常任委員会◎決議

米軍北部訓練場ヘリパッドの強行建設に伴う住民らへの
暴力的行為に抗議し、強行建設の即時中止を求める決議

沖縄県国頭郡の国頭村と東村にまたがるアメリカ海兵隊の基地である北部訓練場では、東村高江の集落を取り囲むように直径七五メートルの巨大な六つのヘリパッド建設が計画され強行されている。すでに沖縄防衛局は、東村高江のN―四地区の二か所のヘリパッドを完成させ、二〇一五年二月に米軍に先行提供し、そこでは安全性が疑問視されている欠陥機オスプレイ(MV22)の訓練が激増している。

オスプレイ飛行訓練は昼夜を問わず行われ、民間地域の上空を低空飛行するため、墜落の危険への恐怖に加え、騒音や低周波による住民生活への悪影響は計り知れない。睡眠障害のために学校に通うこ

とができなくなった児童もあり、なかには高江地区から隣村に避難する住民も出ている。

そして、今後、海に近いG地区にもヘリパッドを建設すること、海兵隊の海からの上陸訓練が可能となり、辺野古に建設予定の新基地と二体のものとして、米軍は、「空」と「海」の両面から陸地へ侵攻する訓練の実施を狙っている。これでは、沖縄における基地負担は軽減するどころかさらに基地機能は強化・固定化され、いっそう憲法の定める恒久平和主義の理念(前文、九条)との矛盾は広がることになり、到底見過ごすことはできない。

加えて、二〇一六年七月以降、残る四か所のヘリ

パッドの建設が強行されており、住民と支援者らは座り込みなどで抗議の意思を示していたところ、沖縄防衛局は以下に見られるような違法な暴力行為等を行っている。

① 同月二日早朝に全国から集めた五〇〇名もの機動隊を投入して、建設反対の政治的な意思を明らかにするために非暴力で座り込みを続ける住民らを暴力的に強制排除した。この暴力行為により、頸部を圧迫された女性や肋骨を折られた男性など三名が救急搬送された。

② このとき、沖縄防衛局は、何ら司法手続きを経ることなく住民のテントや全国からの支援物資を無断で持ち去った。

③ 同年八月二〇日には、抗議活動を取材中の琉球新報の記者と沖縄タイムスの記者が機動隊によって強制排除され、取材機会が奪われるという事件も起きた。

今後の日程

【常任委員会】

*第3回 2016年12月 2日(金)～ 3日(土) 沖 縄

*第4回 2017年 3月 3日(金)～ 4日(土) 宇都宮

【第48回定時総会】

*2017年 6月24日(土)～25日(日) 東 京

【第16回人権研究交流集会】

*2017年11月25日(土)～26日(日) 大 阪

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】

11月18日(金)16時～ 青法協本部

【修習生委員会】

11月21日(月)10時～ 青法協本部

【広報委員会】

11月22日(火)18時～ 青法協本部

④ さらに、強行建設再開後は、本来、沖縄県が管理する県道を、警察が一方的に封鎖し、建設に反対する住民に限らず、一般に往來する住民やマスメディアも通行を禁止した。

こうした一連の暴力的な行為は、住民らの表現の自由(憲法二条一項)、身体の自由・安全、往來の自由(同三条)や財産権(同二九条一項、同三五条一項)などのあらゆる権利を侵害し、マスメディアの報道の自由(同二条一項)を侵害すると同時に、行政活動における適正手続き原則(同三二条以下)をも踏みにじるものである。

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、沖縄県民、とりわけ高江地区の住民の生命、身体および安全・平穩な生活環境を守るため、政府に対し、米軍北部訓練場ヘリパッドの建設強行、オスプレイ飛行訓練、そして法的手続きを一切無視した一連の強行排除に対して嚴重に抗議するとともに、ヘリパッド建設を直ちに中止するよう強く求める。

二〇一六年九月三日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第二回 常任委員会

編集後記

▼某巨大自治体の公設市場移転問題が耳目を集めている。以前から、問題があつてもめられているとは聞いていたのだが、しよせんは他人事という受け止め方だつたといえるだろう。今回注目を浴びたのは、敷地の上にどう建物を建築するかという基本構造が、当初のコンセプトと全く違うものになつていたことからである。▼

地下に毒物が埋まつているということがあつたから、地面を削り清浄な土を厚く盛れば安全だろうという方針が採用されたのに、それがいつのまにか、盛り土をしないという方式で工事がされてしまったというのである。「縦割り行政」の弊害などという問題ではない。安全性の問題でもめたという記憶さえ、関係者の意識から消え去ってしまった結果だろう。▼ことはさうに、行政が安全だなどと言っても怪しいものなのである。「公」は信用できないという、世間常識とは反対の発想で、今後行政に対する監視を続ける必要がありそうである。

(高野真人)